

和光市

# チャレンジジド保育



令和3年度 入所案内



©和光市

和光市役所 保育サポート課

〒351-0192 和光市広沢1-5 1階

TEL048-424-9089 (直通) FAX048-464-1926

和光市ホームページアドレス <http://www.city.wako.lg.jp/>



和光市の保育施設では…

障害のあるお子さんに対して保育上の配慮をしながら、障害を持たないお子さんとともに集団保育を行っています。



## 1 チャレンジド保育について

### (1) 保育内容

児童の発達に応じた支援計画（ケアプラン）を作成し、それに基づき保育を行います。

### (2) 対象：次のいずれにも該当する方が対象です。

- ① 和光市在住で保育の必要性がある。
- ② 発達の遅れがある、または障害がある。

※具体的には次に該当する児童

ア 「身体障害者手帳」の交付を受けている。

イ 「療育手帳」の交付を受けている。

ウ 日常生活を営むために、医療を要する状態にあるもの。

エ 上記のほか和光市『福祉サービス受給者証』を所持しているもの、またはそれに相当するものとしてケアプランが作成されているもの。

- ③ 集団保育が可能であり、原則として3日以上、通所できるお子さん

※ 事前に子育て世代包括支援センターケアマネジャーまたは障害者支援専門員にご相談いただく必要があります。  
または、保育サポート課教育保育事業担当にご相談の上、お申込みください。

※ 和光市に転入予定の方は、住民登録のある自治体の保育施設入所担当窓口にお申し込みください。

### (3) 実施保育施設

市内保育所・小規模保育事業所

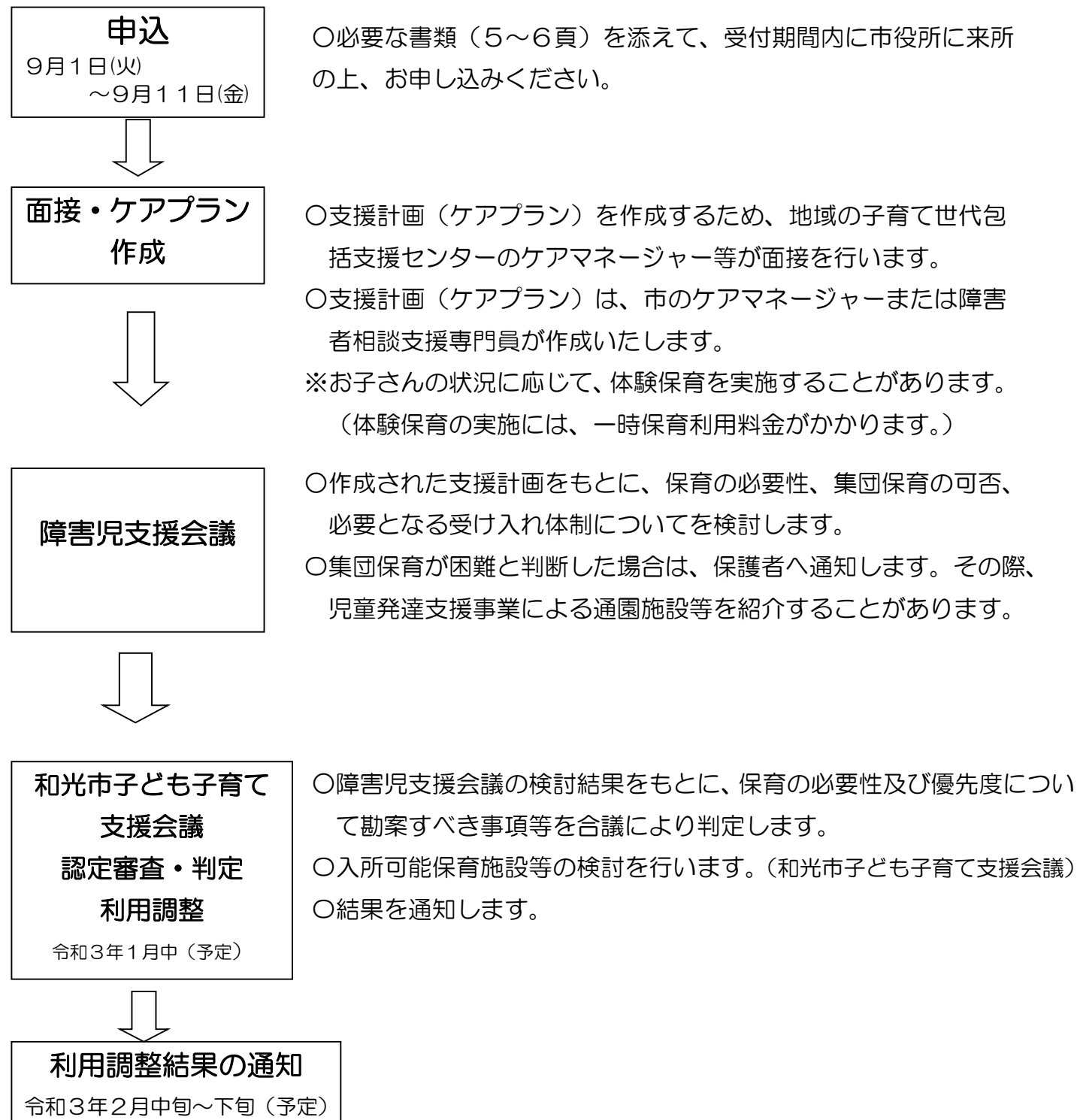
※1 各施設の利用状況や児童の心身状況によって、希望された施設に入所できない場合があります。希望施設につきましては入所申請時にご相談ください。

※2 保育時間は、入所決定後にお子さんの状態に合わせ、ご相談の上決定します。

※3 さいたま保育園は事業所内保育施設であるため、チャレンジド保育の対象外となります。

## 2 入所までの流れ (令和3年4月1日入所)

書類配付	令和2年 8月 3日(月)～
受付期間	令和2年 9月 1日(火)～9月11日(金)
受付時間	午前9時～午後5時15分
場 所	和光市役所1階 保育サポート課窓口(教育保育事業担当) ※郵送や保育所での受付は行いません。



### 3 申込みに必要な書類

チャレンジド保育の利用申し込みには、以下（１）～（２）の書類が必要となります。

#### （１）支給認定申請に必要な書類

- ① 教育・保育給付支給認定（変更）申請書（様式①）
- ② 保育が必要であることを証明する書類

父母等保護者それぞれが下記の書類を提出してください。

令和3年4月1日時点において、18歳以上65歳未満の同居人（祖父母等の親族、知人等）がいる場合、父母と同様の書類が必要となります。

保育の必要性の認定事由	提出する書類
就労（以下の場合を含む） ・育児休業中 ・内職 ・自営業	就労（予定）証明書（和光市指定様式） <u>申請日より3ヶ月以内の証明日のものに限りです。</u> ※申請者自身が証明内容を記載した場合、その証明書は無効となります。 （自営業者を除く） ※シフト勤務の場合、直近3ヶ月分のシフト表（時間・日数が記載されているもの）をあわせてご提出ください。 ※育児休業中の場合は、必ず育児休業期間を記載してください。 上記内容については、いずれも事業主による証明となります（自営業者除く）。 ※自営業の場合は、上記の書類に併せて以下のいずれかの書類を添付してください。 ①直近の確定申告書の写し ②営業許可証 ③会社登記簿謄本等 ④その他客観的に事業を営んでいることがわかる書類
妊娠	出産予定表（和光市指定様式）、母子手帳の写し（氏名記載箇所及び出産予定日記載箇所）
疾病または負傷 障害	保育の要否に係る診断書（保護者用）（和光市指定様式） 以下のいずれか ・身体障害者手帳（4級以上）の写し ・精神障害者手帳（3級以上）の写し ・療育手帳（C以上）の写し ・保育の要否に係る診断書（保護者用）（和光市指定様式）
同居等の親族の常時介護	介護状況申告書（和光市指定様式） （被介護者の診断書・身体障害者手帳・介護保険証・重度心身障害者医療費受給者証のいずれかの写しを添付）
災害復旧	災害復旧に従事していることが証明できる書類等
求職活動	求職活動申告書（和光市指定様式） ハローワークカード及び雇用保険受給資格者証の写し
就学	在学証明書（合格通知の写し）＋時間割等
その他市長が認める事項	市長が指定する証明書類等

## (2) チャレンジド保育の申し込みに必要な書類

- ① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用申込書（チャレンジド保育）（様式②）
- ② 児童心身状況票（様式③）
- ※ 裏面部分は、児童発達支援事業所や一時保育室等に記載をご依頼ください。
- ※ 利用施設がない場合は保育サポート課教育保育事業担当にご相談ください。
- ③ その他必要な書類  
（障害者手帳の写しまたは医師の記入した『保育の実施に係る診断書(児童用)』（和光市指定様式）等）（様式④）
- ④ 主治医の指示書（医療的ケアが必要な児童のみ）
- ⑤ 家庭状況票（和光市指定様式）（様式⑤）
- ⑥ 支給認定及び保育施設の利用に係る確認同意書（和光市指定様式）（様式⑥）
- ⑦ マイナンバーを確認できる書類（世帯全員分）  
（1）「マイナンバー確認書類」と（2）「本人確認書類」をお持ちください。  
【マイナンバー確認書類一覧】

		必要書類	
(1) マイナンバー確認書類	個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	いずれか1点	世帯全員分
(2) 本人確認書類	個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等	いずれか1点	来庁者のみ
	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等	いずれか2点	

※番号確認と本人確認が併せてできるのは、個人番号カードのみです。

- ⑧ 以下、優先保育に該当する場合は、それらを証明する書類

優先保育の事由	提出する書類
ひとり親家庭	ひとり親であることの申立書 ひとり親家庭等医療費受給者証の写し
生活保護	保護者が公共職業安定所に求職の申込みをしている場合は、ハローワークカードの写し
生計維持者の失業	離職証明書や離職票等の写し
児童の障害	以下のいずれか ・身体障害者手帳（4級以上）の写し ・療育手帳（C以上）の写し ※（2）の書類に重複。（2）と合わせて1部で結構です。
育児休業	就労（予定）証明書 ※就労（予定）証明書に育児休業期間の記載がない場合は、育児休業証明書 ※（1）の書類に重複。（1）と合わせて1部で結構です。
家庭保育室及び一時保育室など有償で預託している場合	保育室等在室証明書（和光市指定様式）

※このほか『利用案内（令和2年度）幼稚園・保育園・小規模保育事業所等』、『施設案内（令和2年度版）』をご覧ください。

